

愛知県老人福祉施設協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、愛知県老人福祉施設協議会（略称「愛知県老施協」という）と称し、事務所を愛知県郡長久手町大字長湫字根嶽 29 の 1 に置く。

(目的)

第2条 本会は、愛知県内の老人福祉施設相互の連絡調整を図り、老人福祉事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、名古屋市を除く愛知県内の老人福祉施設をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人福祉施設相互の連絡調整
- (2) 老人福祉に関する調査、研究及び予算対策
- (3) 老人福祉に関する社会啓発及び広報
- (4) 施設職員の福利厚生及び資質向上のための研修
- (5) 関係機関、団体との連絡調整
- (6) 社団法人全国老人福祉施設協議会との連携
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(入会の申し込み)

第5条 本会へ入会を希望する者は、入会申込書(様式 1)を提出するものとする。

第6条 社会福祉法人立以外の事業所が入会を希望する場合は、地区代表の推薦書(様式 2)を得るものとする。

第7条 本会は入会申込書並びに推薦書を受領した後、直近の役員会にはかり承認され会費が納入され次第、正式に入会を承認する。

(退会等)

第8条 会員が退会をする場合は、原則 30 日前までに退会届(様式 3)を本会に提出しなければならない。

第9条 本会は退会届を受領した後、直近の役員会にはかり承認され次第、正式に退会を承認する。

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

会長	1 名	
副会長	3 名	
事務総括	1 名	
監事	2 名	
委員長	設置委員会数	別表 1 及び特別委員会
地区選出代表者	10 名	別表 2

- 2 本会に相談役をおくことができる。相談役は、本会の会長経験者で、その学識経験が会の運営上必要であると認められた場合に、会長が役員会の承諾をうけ、総会の承認を得て委嘱することができる。

(役員の選出)

第11条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会において互選により選出する。
- (2) 副会長及び事務総括、監事、委員長は、会長の指名により決定する。
- (3) 地区代表は、別表2に定める地区ごとに協議選出するものとする。
- (4) 地区代表は、会長が役員会に諮問し任命する。
- (5) 社団法人全国老人福祉施設協議会の代議員は、会長と会長が指名した副会長が務める。

(役員の任務)

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行するほか、会長の指示する業務並びに各担当委員会を統括する。
- (3) 事務総括は、会の会計並びに書記を担う。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 委員長は、委員会の開催並びに、担当事業・研究調査・研修会等の企画運営を行なう。
- (6) 地区代表は、会長の指示のもとで、当該選出地区にかかる会員の意見を会の運営に反映させるとともに、組織強化に務め会長の指示する業務を担当する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(会議)

第14条 会議は、総会、役員会、施設長会議、委員会等とする。

- 2 総会は、年2回以上開催するものとする。
- 3 総会において決定する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 会則の改廃
 - (3) 事業計画、予算、事業報告、決算の審議
 - (4) その他、本会の事業遂行に必要な事項
- 4 総会は、会員の3分の2以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決定する。
 - (2) 総会の議長は、出席者の中から選出する。
 - (3) 総会は議長が出席者の中から議事録署名者2名を指名し、その議事録の署名を命ずるものとする。
- 5 3分の1以上の会員から要求があった場合、又は会長が認めたときは、臨時に総会を開催するものとする。
- 6 役員会は、5役・委員長・地区代表で構成し、必要に応じて会長が招集する役員を決定する。
- 7 施設長会議は会長が召集し、隔月に開催する。
- 8 別表1に定める委員会を置く。
 - (2) 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 9 本会の会員である施設長は、いずれかの委員会または特別委員会に所属するものとする。
- 10 3分の1以上の会員から要求があった場合、又は会長が認めたときは、特別委員会を設置することができる。

(収入)

第15条 本会の収入は、次のとおりとする。

会費

補助金

寄付金

広告掲載料

その他

- 2 会費は、毎年4月1日現在における別表3の施設種別、定員割並びに均等割により算出した額とする。ただし、年度途中において新設または増設した施設の会費は、認可の翌月以降分について、月割りにより算出した額とする。
- 3 会費は毎年4月末日までに、会長が指定する方法により納付するものとする。ただし、年度の途中に開所した施設については、認可の翌月末日までとする。
- 4 当会が発行する資料並びにホームページにバナー広告等を掲載し、その広告料を得ることができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

付 則

- 1 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、役員会の決議により会長が別に定める。
- 2 この会則は、平成3年10月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成9年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成9年6月23日から施行する。
- 5 この会則は、平成10年4月1日から施行する。
- 6 会費の徴収については、平成12年度に限り、7月31日から施行する。
- 7 この会則は、平成13年3月12日から施行する。
- 8 この会則は、平成14年3月20日から施行する。
- 9 この会則は、平成15年3月19日から施行する。
- 10 この会則は、平成18年3月24日から施行する。
- 11 この会則は、平成18年5月24日から施行する。
- 12 この会則は、平成18年7月18日から施行する。
- 13 この会則は、平成19年3月19日から施行する。

別表 1

委員会
経営制度委員会
研修委員会
大会運営委員会
施設推進委員会
在宅委員会
広報委員会
女性委員会
21世紀委員会

別表 2 地区代表者選出区分

地区区分	構成市町村
海部津島地区	津島市、愛西市、弥富市、海部郡（七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村）
尾張西部中部地区	一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、西春日井郡（豊山町、春日町）
尾張北部地区	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）
尾張東部地区	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡（東郷町、長久手町）
知多地区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）
豊田加茂地区	豊田市、西加茂郡三好町
岡崎額田西尾幡豆地区	岡崎市、額田郡幸田町、西尾市、幡豆郡（一色町、吉良町、幡豆町）
衣浦東部地区	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
新城南北設楽宝飯地区	新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）、豊川市、蒲郡市、宝飯郡（音羽町、小坂井町、御津町）
豊橋渥美地区	豊橋市、田原市

別表 3 愛知県老人福祉施設協議会会費(年間)

1. 定員割 定員 1 人当たり	特別養護老人ホーム	500円
	養護老人ホーム	350円
	軽費老人ホーム・ケアハウス (その他の施設を除く)	250円
2. 均等割	1施設当たり	30,000円
1施設当たり	デイサービスセンター	10,000円
	在宅介護支援センター	10,000円
	老人短期入所施設	10,000円
	グループホーム	10,000円